

金属くず回収業に関する条例の一部改正について（素案）

警察本部生活安全部保安課

1 改正の趣旨

金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号。以下「条例」という。）は、金属くずに関する盗犯を防止するため制定されました。

近年の金属盗難の認知件数の増加等の社会情勢を踏まえて、金属くず回収業者の許可の基準を厳格化するとともに、アナログ規制の見直しを行うこととするため、次のとおり条例を改正します。

2 改正の概要

(1) 金属くず回収業者の許可の基準の厳格化

金属くず回収業者の許可を受けることができない者（欠格事由）を次のとおり改めます。

ア 欠格事由の追加

- ・ 刑法第235条に規定する罪（窃盗罪）を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの

イ 暴力団員に係る欠格事由の見直し

「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」とする欠格事由を、暴力団以外の集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者に対象を広げるため、「集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」に改めます。

※ 営業所ごとに置かれる管理者の欠格事由も同様とします。

(2) アナログ規制の見直し

営業所ごとの標識の掲示に加えて、一定の場合を除き、その氏名又は名称、公安委員会から許可を受けた旨及び許可証の番号をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととします。

3 施行期日

令和7年（2025年）7月1日（予定）

4 今後のスケジュール

令和7年（2025年）第1回北海道議会定例会に提案予定